

山口県報

令和7年
7月18日
(金曜日)

目次

- 告示
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....一
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(物品管理課).....二
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課).....二
一般競争入札の実施(生活衛生課).....二
公共測量の実施(四件)(監理課).....三
公共測量の実施の終了(三件)(監理課).....四
教委公告
契約の締結.....五
○公安委告示
警備員等の検定の実施.....六
警備員指導教育責任者講習の実施.....七



山口県告示第二百三十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称

阿武町

二 事業の種類

阿武町診療所等複合施設整備事業

三 起業地

阿武町大字奈古地内

阿武町大字奈古地内

使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

阿武町診療所等複合施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十二条第四号及び第三十一条に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である阿武町は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、医療と保健・福祉・介護部門が連携した一体的な行政サービスを行うための施設を整備することにより、地域住民の利便性の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、二案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地及び建物の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

オ 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、医療と保健・福祉・介護部門が連携した一体的な行政サービスを行うための施設を整備することにより、地域住民の利便性の向上を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものである。

一

ると認められる。
ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。
五 起業地を表示する図面の縦覧場所
阿武町健康福祉課

山口県告示第二百二十七号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「除雪車」を「トリプル四重極ガスクロマトグラフ質量分析計 除雪車」に改める。



(一三六) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
周南市	平成二十九年四月一日から令和六年九月九日まで	周南市地籍図	大宇野上の一部
下関市	令和六年二月七日まで	下関市地籍図	菊川町大字下大野の一部

令和四年四月一日から令和六年九月十七日まで
大宇野上の一部

二 認証年月日
令和七年七月十八日

(一三七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

トリプル四重極ガスクロマトグラフ質量分析計 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和七年十二月一日から令和十二年十一月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県環境保健センター 養育舎第五機器室

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品

等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、理化学機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和七年七月十八日から同年九月一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市葵二丁目五番六七号 山口市環境保健センター葵庁舎総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県環境保健センター葵庁舎総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県環境保健センター葵庁舎総務課

(三) 受領期限

令和七年八月二十九日午後三時

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市葵二丁目五番六七号 山口県環境保健センター葵庁舎小会議室

(二) 日時

令和七年九月一日午前九時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年八月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県環境保健センター葵庁舎総務課（電話〇八三一九二二一七六三〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Center in charge of the contract Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment

(2) Nature and quantity of the products to be leased: 1 set of Triple Quadrupole GC/MS

(3) Period of use: From December 1, 2025 to November 30, 2030

(4) Place of use: Aoi building, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment

(5) Center in charge of the procurement and Contact point for the notice: (Tel. 083-922-7630)

(6) Deadline for tender submission: 3:00 P.M. August 29, 2025

(一三八) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（現地測量及び路線測量）
- 二 作業の地域
萩市大字山田
- 三 作業の期間
令和六年十一月二十九日から令和七年三月三十一日まで

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 二 作業の地域
萩市大井
- 三 作業の期間
令和七年一月二十日から同年三月三十一日まで

(一三九) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 二 作業の地域
下関市長府印内町及び岩国市南岩国町一丁目
- 三 作業の期間
令和六年十二月九日から令和七年二月二十八日まで

(一四〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口農林水産事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（用地測量）
- 二 作業の地域
防府市大字切畑
- 三 作業の期間
令和六年十二月九日から令和七年三月三十一日まで

(一四一) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
令和七年二月十九日から同月二十八日まで

(一四二) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域
美祢市及び山陽小野田市
- 三 作業の期間
令和六年三月二十五日から同年九月三十日まで

(一四三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
岩国市日の出町
- 三 作業の期間
令和六年六月二十七日から同年八月三十日まで

(一四四) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、陸上自衛隊中央情報隊地理情報隊長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(水準測量)

二 作業の地域

下関市松屋本町二丁目及び松屋本町三丁目

三 作業の期間

令和六年十月四日から同月十五日まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和七年七月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する^かの名称及び所在地
やまぐち総合教育支援センター 山口市秋穂二島一〇六二番地
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
教育用ネットワークシステム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年六月二十五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社常盤商会 宇部市新町一二番一号
- 六 落札金額
五千七百七十一万七千六百円
- 七 入札公告日
令和七年五月十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
やまぐち総合教育支援センター所長 徳田 充
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式

最低価格



山口県公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和七年七月十八日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
 - 種別 級 受検定員
 - 施設警備業務 一級 二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所
 - (一) 学科試験
 - 日時 令和七年十月三十日（木曜日）の午前十時から正午まで
 - 場所 山口市滝町一番一号
 - 山口県警察本部
 - (二) 実技試験
 - 日時 令和七年十一月二十日（木曜日）
 - 場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
 - Y M f g 維新セミナーパーク
- 三 受検資格

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

 - (一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
 - (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 四 検定申請書の受付期間及び時間

令和七年九月八日（月曜日）から同月十二日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類
 - 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
 - 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面
 - 3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書
 - 4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚
 - 七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
 - 八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。
 - 九 その他
 - (一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。
 - (二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。
- 一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員
 - 種別 級 受検定員

施設警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和七年十月三十日(木曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和七年十一月二十七日(木曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

Ymfg維新セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和七年九月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和七年七月十八日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。

イ 追加取得講習(講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

令和七年九月一日(月曜日)から同月四日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月五日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで

以下同じ。)

令和七年九月四日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月五日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第二号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和七年七月二十八日（月曜日）から同年八月一日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第二号警備業務従事証明書」という。）、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)の

ウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(二) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。